

8 監 査 第 3 5 号

令和 8 年 8 月 3 日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 河 嶋 重 春

京丹後市監査委員 和 田 晋

京丹後市職員措置請求に基づく監査結果

令和 8 年 6 月 1 1 日付で提出された地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく京丹後市職員措置請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は法 2 4 2 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を欠いているものと判断し、本件請求を却下します。

記

第 1 EzCast 購入について

1 請求の要旨

京丹後市教育委員会は、令和 7 年 8 月に市立学校 2 2 校に学習用端末機器「ChromeBook」と学習用端末電子黒板を無線接続させるための接続機器「EzCast」を 1 5 3 台購入し、3, 2 7 8, 4 8 4 円を支払っている。

令和 7 年 9 月以降、ChromeBook と EzCast が無線接続できないなどの事象が多く、多くの教室で発生し、現在も一部無線接続が出来ない状況が続いている。教育委員会は少なくとも 5 7 教室で接続不良事象を確認しており、これは納入台数の 3 分の 1、支出金額で約 1 2 0 万円分に相当する。

令和 8 年 1 月に質問した際には、原因について調査中であり、復旧時期は未定であるとの回答であった。については、教育委員会が購入前の確認を怠っ

たことにより、多額の公金が浪費され、当該物品購入は不当な公金の支出である。また、令和 8 年度予算で本請求に係る修繕が行われる場合、公金の浪費となる。

よって、当該物品購入の事務に関わった職員に対し、損害の賠償を求めているものと解されます。

2 請求書の補正

本件請求書に請求人の請求に対する補正並びに追加について、令和 8 年 6 月 21 日及び令和 8 年 7 月 7 日に補正書類が提出され受理しました。

3 理由

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為等があると認められるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できる旨を規定しています。本規定は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為又は怠る行為によって、当該団体に財産的損失を与え、または与えるおそれのある場合において、当該行為の執行を防止・是正するのが趣旨であります。

したがって、住民監査請求は、当該団体に財産的損失を与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求の対象となる行為には該当しません。

最高裁第一小法廷の平成 6 年 9 月 8 日判決(平成 6 年(行ツ)第 97 号)は、「たとえ違法・不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にない行為は、住民監査請求の対象には該当しない。」としています。

今回の住民監査請求は、EzCast 購入前の接続確認を怠った結果、接続ができない機器が生じ、公金の浪費となるとしていますが、接続不良はパスワードを入力すれば接続可能となるものです。したがって、購入した EzCast に問題

はありません。

また、令和８年度の修繕予算は当該請求内容に関わるものではありません。

以上のことから、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって発生した損害を補填させることを目的とした住民監査請求の対象となるものでなく、法第２４２条第１項の要件を満たしていないため、本件請求を却下します。